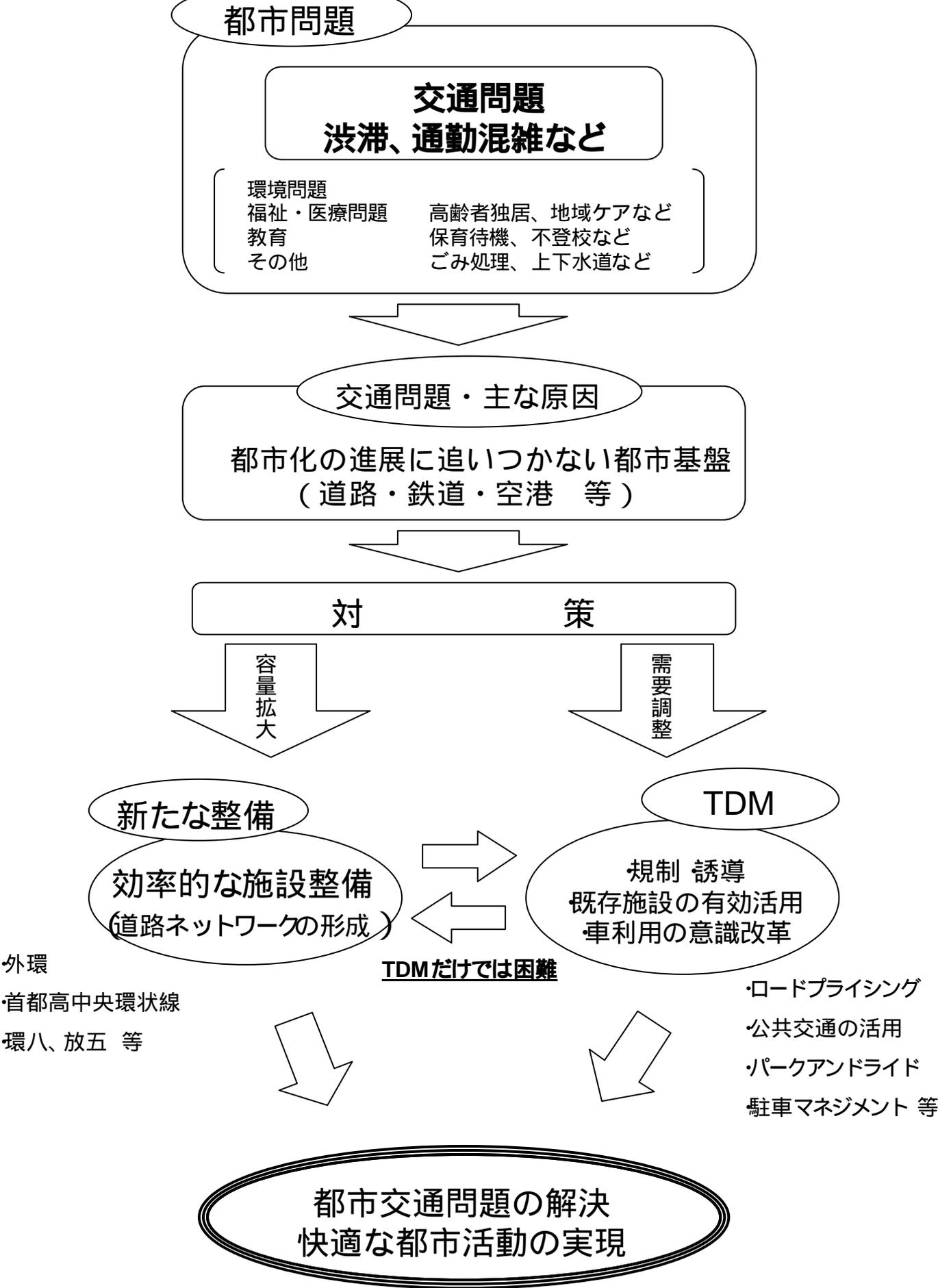


交通政策について

資料 - 3

国土交通省関東地方整備局・
東京都都市計画局作成



東京都の総合計画等における外環の位置づけ

計画名称	策定期期	計画期間	外環の位置づけ
東京都長期計画	昭和 38 年	昭和 36～45 年度	記載なし
基幹的重要事業実施計画	昭和 41 年	昭和 41～43 年度	記載なし
これからの東京 - 20 年後の展望 -	昭和 42 年	昭和 42～60 年度	第 5 章第 1 節 5-1-2(1)諸計画の事業化についての一つの試算に、道路計画として外郭環状道路が位置づけられている。 また第 5 章第 2 節 5-2-2(2)道路輸送に、「昭和 60 年においては、一般道路のほかこれら計画路線が完成され、混雑箇所は局部的に残るところもあるが道路条件はかなり改善されるであろう。」と記載されており、この計画路線の一つに外郭環状道路が位置づけられている。
東京都中期計画	昭和 43 年	昭和 44～46 年度	記載なし
東京都中期計画	昭和 44 年	昭和 45～47 年度	記載なし
東京都中期計画	昭和 45 年	昭和 46～48 年度	記載なし
広場と青空の東京構想（試案）	昭和 46 年		記載なし
東京都中期計画	昭和 46 年	昭和 47～49 年度	記載なし
東京都中期計画	昭和 47 年	昭和 48～50 年度	記載なし
東京都中期計画	昭和 49 年	昭和 49～51 年度	記載なし
東京都行財政三か年計画	昭和 51 年	昭和 52～54 年度	記載なし
東京都行財政三か年計画	昭和 52 年	昭和 53～55 年度	記載なし
マイタウン東京'81 - 東京都総合実施計画 -	昭和 56 年	昭和 56～58 年度	記載なし
東京都長期計画 マイタウン東京 - 21 世紀をめざして	昭和 57 年	昭和 56～65 年度	第 2 部第 2 章第 5 節第 1 項に、「都心より 15km 圏に位置する外郭環状道路は、都内区間のうち関越自動車道から北の埼玉県に隣接する区間（約 1.5km）の整備の優先度が高く、都市計画決定以降の経過を踏まえ、事業主体である国等の速やかな対応を期待するとともに、地元住民の理解を得るために十分な配慮がなされるよう努力していく。」と位置づけられている。
第二次東京都長期計画 マイタウン東京 - 21 世紀への新たな展開	昭和 61 年	昭和 61～70 年度	第 2 部第 2 章第 5 節第 1 項に、「外郭環状道路については、関越自動車道～埼玉境間の整備を促進する。関越自動車道以南の区間については、環境保全がはかれるよう道路構造等について国等関係機関と十分協議していく、また業務核都市を結ぶ核都市広域幹線道路について検討していく。」と位置づけられている。
第三次東京都長期計画 マイタウン東京 - 21 世紀をひらく	平成 2 年	平成 3～12 年度	第 3 部第 2 章第 9 節(1)に、「関越自動車道から埼玉境間の整備を促進し、早期開通をめざす。また、関越自動車道以南については、環境に配慮した道路構造を検討のうえ、関係機関と協議をすすめて、計画の具体化をはかり、整備を促進する。」と位置づけられている。
マイタウン東京'93 東京都総合実施計画	平成 4 年	平成 5～7 年度	第 2 部第 2 章第 9 節(1)に、「関越自動車道から埼玉境間の 5 年度開通を目指す。また、関越自動車道以南については、環境に配慮した道路構造を検討のうえ、関係機関との協議をすすめて、計画の具体化をはかる。」と位置づけられている。
東京都 2015 年長期展望 - 活力とゆとりの東京へ -	平成 6 年	平成 26 年を目標	記載なし
とうきょうプラン'95 東京都総合 3 ヶ年	平成 7 年	平成 7～9 年度	第 2 章第 6 に、「関越自動車道以南については、沿道地域の土地利用やまちづくりとの整合、環境保全等の観点から地下式を含めた道路構造など、計画の具体化を検討していく。」と位置づけられている。
東京構想 2000 - 千客万来の世界都市をめざして -	平成 12 年	平成 13～27 年度	第 1 部第 3 章 2 に、「東京圏の骨格的な広域幹線道路ネットワークの要ともいえる路線であり、都市活動の効率化や生活の利便性の向上に大きな効果をもたらす、また外環の完成により都心部等を通過する交通を迂回させ、交通混雑を緩和し、大気汚染を改善することができる。」と位置づけられている。
環状メガロポリス構想	平成 13 年	平成 37 年を目標	4.広域連携展開の中の、迅速なアクセスを実現する交通連携に個別施策として首都圏 3 環状道路（中央環状、外環及び圏央道）が位置づけられている。
東京の新しい都市づくりビジョン - 都市再生への確かな道筋 -	平成 13 年	平成 13～37 年	第 4 章第 1 節 3(2) 道路網の整備 / 広域幹線道路の整備促進に、「国等と連携して、首都圏の広域幹線道路ネットワークを形成する首都圏 3 環状道路（中央環状、外環及び圏央道）の完成をめざす。」と位置づけられている。